

国立大学法人京都大学旅費規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			<p>附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。</p>		
<p>別表 第1表～第7表 (略) 第8表 (旅行雑費)</p>			<p>別表 第1表～第7表 (同左) 第8表 (旅行雑費)</p>		
旅費の種類	支給の対象	金額	旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	<u>外国への出張又は外国からの出張等に係る次の料金等</u> 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料 (その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。) 予防注射料 入出国税の額 発券手数料 ESTA登録料	実費額	旅行雑費	出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料 予防注射料 入出国税の額 発券手数料 <u>電子渡航認証 (ESTA等) 登録料</u> <u>手配手数料</u> <u>その他当該出張等に必要とされる費用</u>	実費額